

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年12月3日

株主および登録株式質権者 各位

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目4番3号
山 洋 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 山 本 伸 士

当社は、「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」第13条第1項の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）がその振替業において当社の普通株式を取り扱うことについて、平成20年11月19日開催の取締役会決議により同意致しました。

つきましては、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下「決済合理化法」といいます。）附則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり公示します。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法の施行に際して、同法附則第8条第1項の定める通知対象株主等（株券等保管振替制度を利用されていない株主様および登録株式質権者様をいいます。以下同じ。）のために当社が特別口座を開設する口座管理機関は、次のとおりです。

名 称 東京証券代行株式会社
住 所 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

2. 特別口座に関する機構への通知

当社は、通知対象株主等について、決済合理化法の施行日以降遅滞なく、同法附則第8条第5項に定める事項（開設した特別口座および当該口座へ当社普通株式の記載または記録を行うための所定の事項）を機構に対し通知します。

以上

決済合理化法の施行日において株券等保管振替制度を利用されている株主様および登録株式質権者様につきましては、同法附則第7条の規定により証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されるため、特別口座は開設されません。